

津南町成年後見制度利用促進基本計画

(令和6年度～令和8年度)

新潟県津南町

津南町成年後見制度利用促進基本計画

1. はじめに

(1) 成年後見制度とは

認知症や知的障害、精神障害等によって、判断能力が不十分な人に対して、家庭裁判所により選任された成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が、本人の権利を守りながら、財産管理や契約等の手続きを行い、本人の生活を支援する法的な制度です。

(2) 成年後見制度の種類としくみ

成年後見制度は、法定後見制度と任意後見制度の2種類があります。

① 法定後見制度

法定後見制度は、すでに判断能力が不十分になった人を、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が、主に法律面で保護・支援する制度です。本人の判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの種類に分けられます。

種 類	後 見	保 佐	補 助
対象者	判断能力が常に欠けている	判断能力が著しく不十分	判断能力が不十分
成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為（※1）	原則として全ての法律行為	民法13条1項が定める法律行為のほか、申立により裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為（※3）
成年後見人等が代理することができる行為（※2）		申立により裁判所が定める行為	

※1 成年後見人等が取り消すことができる行為には、日常生活に関する行為（日常の購入品など）は含まれません。

※2 本人の居住用不動産の処分については家庭裁判所の許可が必要です。

※3 民法13条1項の記載の行為（借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築等）の一部に限ります。

② 任意後見制度

任意後見制度は、十分な判断能力があるうちに、将来、認知症等により判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自ら選んだ任意後見人に、財産管理等、代わりに行ってもらいたいことについて契約（任意後見契約）を結んでおく制度です。公証役場で手続等を行います。

2. 計画策定の趣旨と位置付け

(1) 計画策定の趣旨

本町では高齢化が進行しており、それに伴って高齢者や障害者の一人暮らし世帯や認知症高齢者の増加も予想され、成年後見制度の必要性が高まっていくものと考えられます。

そのため、認知症や知的障害、精神上的の障害等により判断能力が十分ではない状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用促進を図るために策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条の規定に基づく、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画です。

また、津南町介護保険事業計画、津南町障害者計画、津南町障害福祉計画等の関連計画との整合・連携を図ります。

(3) 本計画の対象期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

(4) 計画策定体制

津南町成年後見センター運営協議会において、国の基本方針に基づき、司法、医療・福祉、民生委員等の協議会委員の意見を反映させ、計画内容の検討を行いました。

(5) 現状と課題

本町では、高齢者や障害者の一人暮らし世帯や夫婦等の高齢者のみ世帯が増加傾向にあり、今後、成年後見制度に対するニーズが高まることが予測されます。

その一方で、成年後見制度に対して、本人をはじめ、家族や地域住民、医療・福祉従事者、行政職員等への周知や理解が十分でないために、成年後見制度が活用されていないことも考えられます。令和3年度に町福祉保健課で実施した「健康と福祉に関するア

ンケート調査」では、成年後見制度について「知らない、よく知らない」との回答が約65%となっています。また、令和5年度に行った事業所を対象とした「成年後見ニーズ調査」では、成年後見に関する講演会や研修会を望む声が多く、地域住民に向けた成年後見制度の周知や理解のための取組を進めるとともに、本人や家族のみならず、支援者にとっても相談しやすい体制整備が求められます。

「成年後見ニーズ調査」の結果

調査の目的

「町成年後見制度利用促進基本計画」策定にあたり、町内の医療・介護事業所等を対象に、成年後見制度の利用状況やニーズを調査し、成年後見制度の利用促進や担い手確保等に向けた取組に資することを目的に実施しました。

調査対象（町内事業所の支援者 40名）

- ①士業（司法書士、社会福祉士）専門職
- ②介護保険 在宅支援者（居宅介護支援事業所・小規模多機能型居宅介護）
- ③介護保険 高齢者入所系施設（介護老人福祉施設（地域密着型含む）、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護）
- ④障害 相談支援事業所
- ⑤障害 通所系事業所
- ⑥町立病院、社会福祉協議会、町保健師、地域包括支援センター

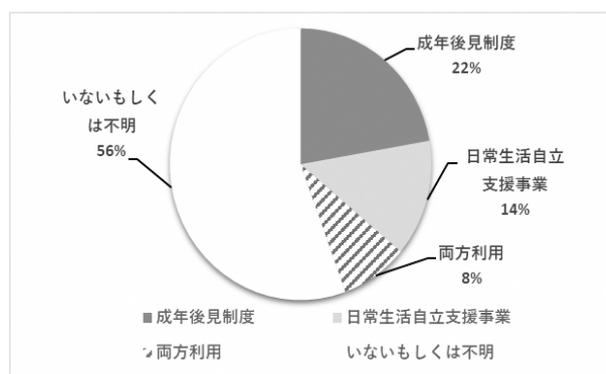
調査方法：対象機関へ調査用紙を送付し、町へ持参又は郵送による回答

調査期間：令和5年7月25日～令和5年8月14日

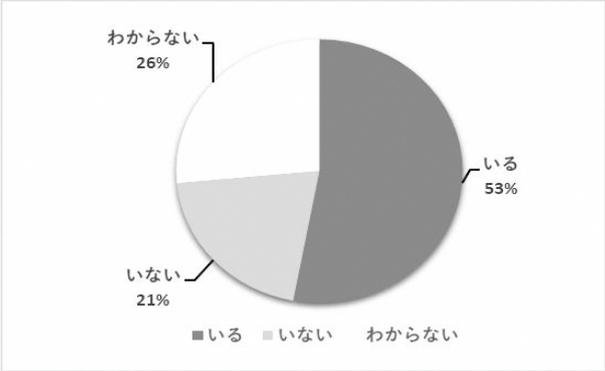
回収率：82.5%（支援者40名へ配布、33名の回答あり）

調査結果（一部抜粋）

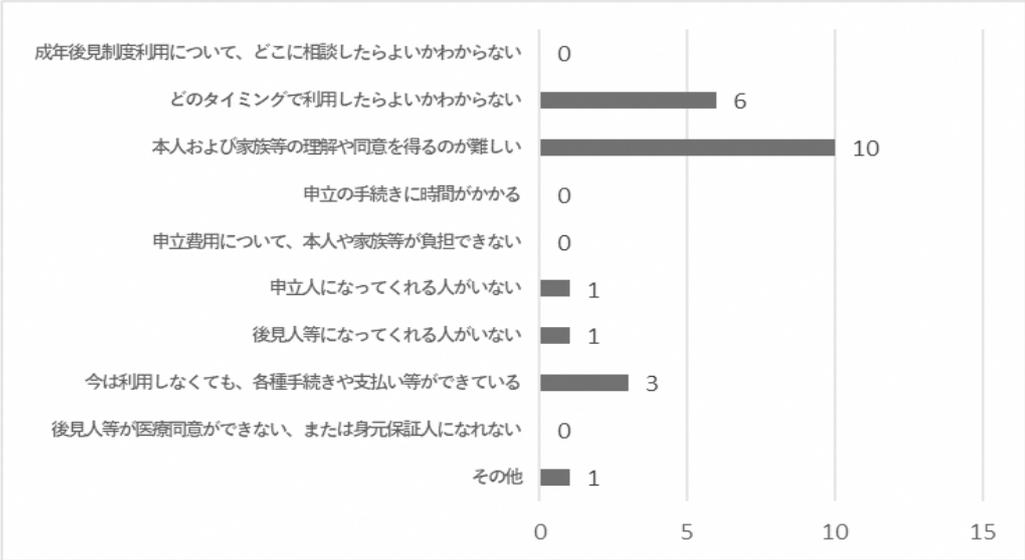
令和5年3月31日時点で、成年後見制度や日常生活自立支援事業を利用されているかたはいますか？



貴事業所を利用されているかたで、成年後見制度を利用した方がよいと思われるかたはいますか？



成年後見制度の利用に至っていない理由を聞かせてください。



3. 成年後見制度利用促進にあたっての基本方針及び目標等

(1) 基本方針

本計画では、認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない人が、成年後見制度を円滑に利用できるよう、国が示す基本理念に基づき、地域の実情に応じた、成年後見制度の利用の取組を進めます。

国が示す基本理念

- ①個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活の保障
- ②自己の意思決定支援の重視と自発的意思の尊重
- ③財産管理のみならず、適切な身上の保護

(2) 権利擁護支援における町の目標と仕組

津南町成年後見センターの活動促進

本町では、地域の権利擁護支援の強化・成年後見制度利用促進に向けた、地域連携ネットワーク構築のための中核機関として、令和4年4月に町地域包括支援センター内に「津南町成年後見センター」を設置しました。

成年後見センターでは、①相談機能、②広報機能、③利用促進機能、④後見人支援機能の4つの役割を担います。これら機能を段階的・計画的に整備し、機能強化に努めるとともに、取組状況の点検や評価を継続的に実施します。

成年後見センターの役割

① 相談機能

町社会福祉協議会と連携し、本人や家族、支援者等からの成年後見制度及び権利擁護等に関する相談に応じます。窓口での相談に加え、自宅や施設等への出張相談を行います。

必要に応じて、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職の助言を得ながら、地域や関係者と連携した相談体制を構築します。

成年後見制度に関する相談件数

年 度	実 績		
	R3	R4	R5 (見込)
	4 件	6 件	8 件

② 広報機能

町社会福祉協議会と連携し、成年後見制度や成年後見センターについて、町民や医療・福祉関係者等へ周知するために、町広報誌への掲載やパンフレットの配布等、普及啓発活動を行います。

また、成年後見制度を学ぶ機会の開催を望む声が、支援者から多く上がっています。地域や事業所等へ出向き、権利擁護や成年後見制度に関する講演会や研修会を開催します。

年 度	実 績		見 込		
	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8
広報誌・パンフレット等による広報・周知	実施	実施	実施	実施	実施
成年後見に関する講演会・研修等の開催	2 回	2 回	3 回	3 回	3 回

③ 利用促進機能

ア 申立支援

親族からの成年後見制度申立に関する相談が、少しずつ寄せられるようになっていっています。家庭裁判所へ提出する書類の作成方法など、親族申立に対する支援を行います。

また身寄りがいない、虐待が行われている等のやむを得ない事由により、成年後見制度申立や利用が困難な人に対しては、申立支援（町長申立等）を行い、制度の利用につなげます。

イ 成年後見制度利用支援事業

経済的な理由により、成年後見制度申立や利用が困難な人に対しては、成年後見制度利用支援事業（成年後見制度申立費用、後見人等報酬助成）により、制度の利用を支援します。

津南町成年後見利用支援事業（申立費用助成）

年 度	実 績			見 込		
	R3	R4	R5（見込）	R6	R7	R8
高 齢	0 件	1 件	1 件	3 件	3 件	3 件
障 害	3 件	0 件	1 件	1 件	1 件	1 件

津南町成年後見利用支援事業（後見人等報酬助成）

年 度	実 績			見 込		
	R3	R4	R5（見込）	R6	R7	R8
高 齢	4 件	4 件	4 件	6 件	6 件	6 件
障 害	1 件	1 件	2 件	3 件	3 件	3 件

ウ 新たな担い手確保に向けた取り組み

町内での第三者後見人（専門職）の数は非常に限られており、町外の第三者後見人（専門職）が多く対応しているという現状があります。

新たな担い手確保に向けた取り組みとして、法人後見の担い手育成・活動支援について検討します。

エ 権利擁護支援に関する地域連携ネットワーク構築

支援者、後見人等、専門職団体、家庭裁判所等との連携調整を継続するとともに、必要に応じて、他市町村中核機関等との情報共有や連携を図り、権利擁護支

援に関する地域連携ネットワークの構築を目指します。

日常生活自立支援事業等の関連制度から、成年後見制度への移行が望ましいケースには、スムーズな移行に努めます。

④ 後見人支援機能

後見人等の日常的な相談に応じるとともに、必要に応じて、本人、後見人等、親族、関係する支援者、専門職等がチームとなって、本人の意思決定支援や身上保護等の活動が円滑に行われるよう、後見人支援機能の強化に努めます。

また、成年後見制度における不正事案は、後見人等の理解不足・知識不足から生じるケースが多いと言われます。本人や後見人等を孤立させることなく、地域連携ネットワークでの見守り体制や、相談体制を整備することにより、不正の発生を未然に防止するよう努めます。

津南町成年後見センター運営協議会

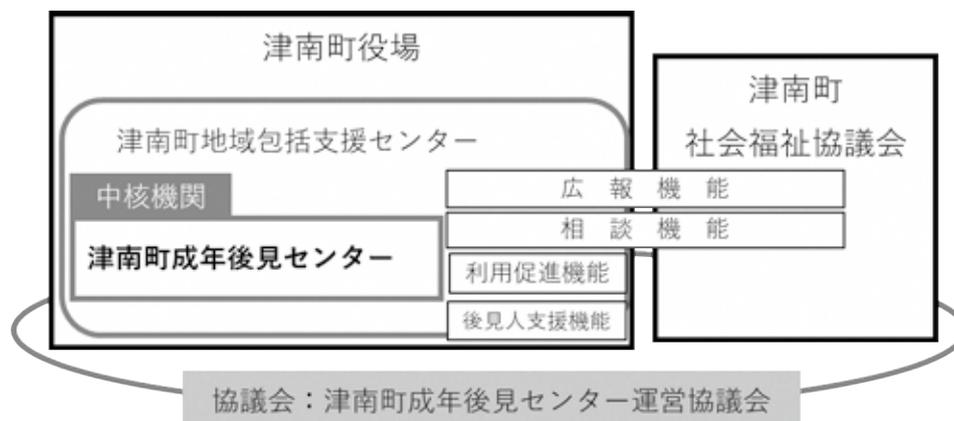
中核機関（成年後見センター）の適切な運営、公正中立性の確保及びに適正かつ円滑な運営を図るため、津南町成年後見センター運営協議会を設置します。

委員は専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）、医療関係者、民生委員、高齢・障害の支援者等から成り、オブザーバーとして、家庭裁判所等の司法及び成年後見制度に関し、優れた職見を有する機関から助言を受けながら、運営協議会を開催します。

運営協議会は、定例会・臨時会を設け、定例会では、中核機関（成年後見センター）の運営及び業務に関する事、権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築等に関する事、法人後見の実施や市民後見人の養成等に関する事、成年後見制度利用促進基本計画策定及び評価に関する事、その他、成年後見制度利用促進のために必要と判断した事項を検討します。

臨時会では、成年後見に関する個別ケース会議の場とし、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職の助言を得ながら、関係者と連携して、個々のケース支援の方向性を検討します。

【成年後見センターイメージ図】



津南町成年後見センター運営協議会委員名簿

NO	氏名	所属等	
1	関 雅夫	新潟県弁護士会	十日町みなと法律事務所・弁護士
2	関 丈祐	新潟県司法書士会	ほりのうち登記・司法事務所・司法書士
3	高橋 愛	新潟県社会福祉士会	特定非営利活動法人十いろ・社会福祉士
4	林 裕作	医療機関	町立津南病院・病院長
5	中島 正博	民生児童委員	民生児童委員協議会・会長
6	高橋 秀幸	社会福祉協議会	津南町社会福祉協議会・事務局長
7	涌井 卓	介護保険施設	ケアハウス リバーサイドみさと・施設長
8	古野 潤	障害者相談支援事業所	相談支援センターすみれ・相談支援専門員
9	渡貫 一芳	地域活動支援センター	いこいの家・センター長・社会福祉士

オブザーバー	家庭裁判所	新潟家庭裁判所
--------	-------	---------

**津南町第9期介護保険事業計画
津南町成年後見制度利用促進基本計画**

発行 令和6年3月

編集 津南町福祉保健課

〒949-8292

新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊 585 番地

電話 025-765-3114

FAX 025-765-4625